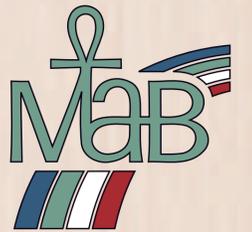




ユネスコエコパーク が描く只見の未来



世界と日本のユネスコエコパーク

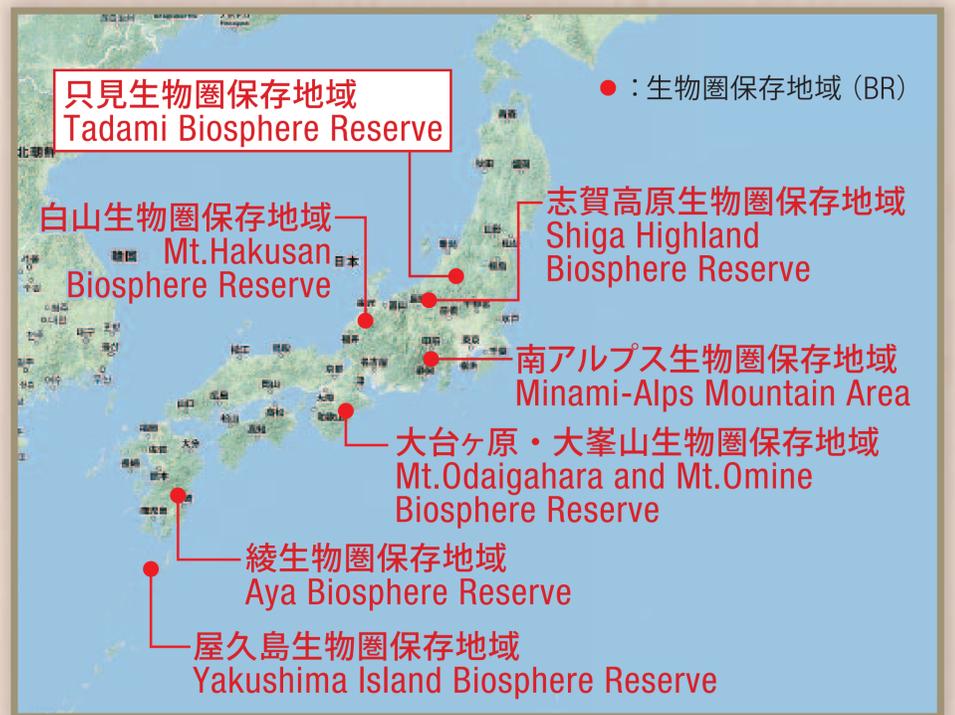


ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、人間活動の発展とそれに伴って引き起こされる自然環境破壊が深刻化するなか、1970年に多国間協力事業としてMAB（「人間と生物圏」）計画を立ち上げ、生物多様性の保全と人間活動の調和ある発展を目指すこととしました。1976年には、このMAB計画の実践の場として、生物圏保存地域（BR: Biosphere Reserve）を設けています。日本ユネスコ国内委員会は、「生物圏保存地域」の認知を広げるため、2010年に「ユネスコエコパーク」を国内呼称とすることに決めました。

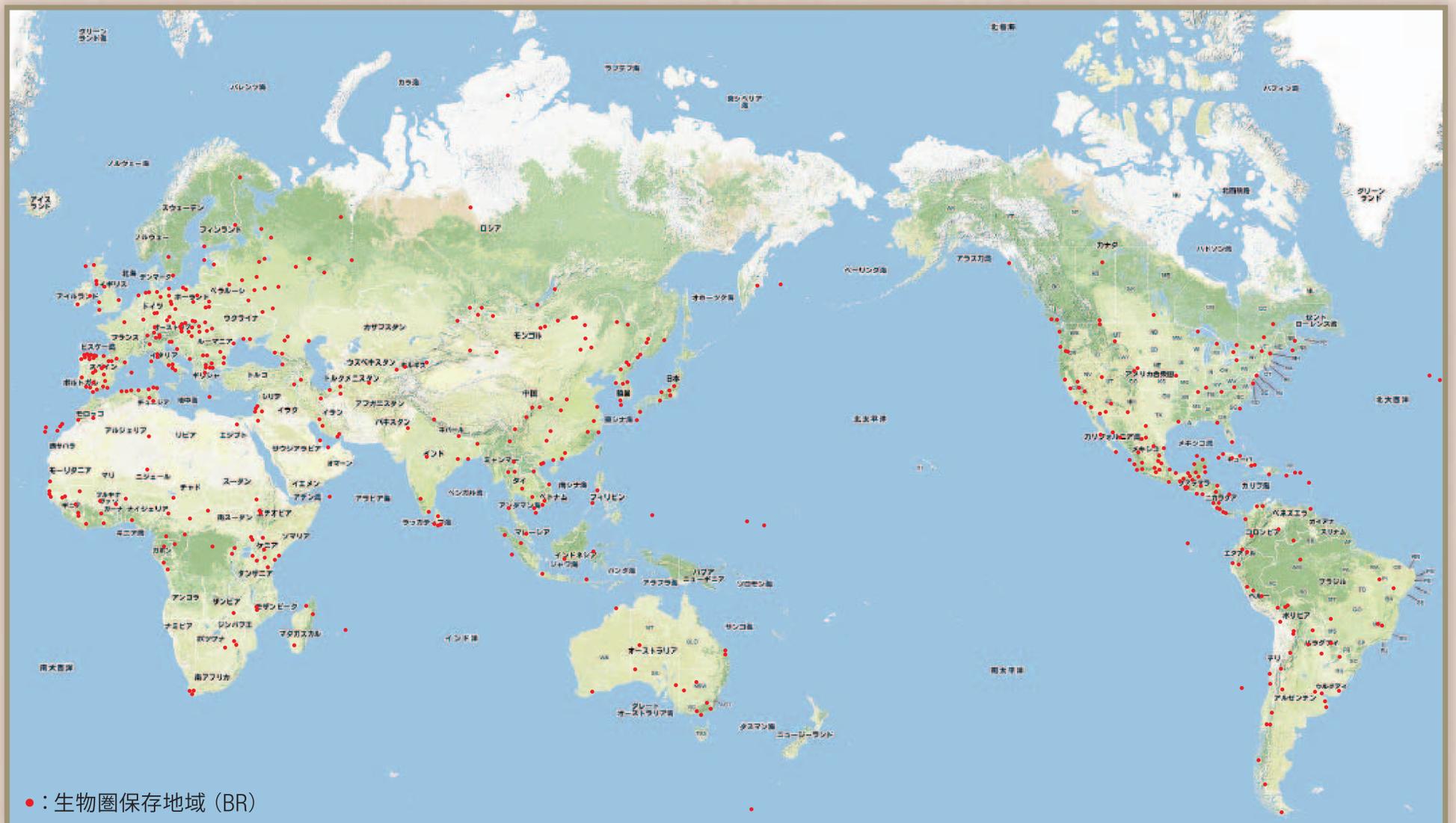
世界では、119カ国、631カ所（2014年6月現在）が生物圏保存地域に登録されています。

日本においても、志賀高原、白山、大台ヶ原・大峯山、屋久島、綾の5カ所が生物圏保存地域として登録され、2014年6月には日本で6、7番目の生物圏保存地域が、只見地域、南アルプス地域に設定されました。

日本の生物圏保存地域（BR）登録の7地域



生物圏保存地域（BR）は世界中に119カ国、631カ所（2014年6月現在）



「ユネスコエコパーク」 自然環境と人間活動の調和を 実現するためのモデル地域

生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の設置目的は、「自然環境」と「人間活動」との共存を実現することにあります。ユネスコエコパークはこの目的を達成するために、以下の3つの機能を持つよう設定される地域です。

1

自然環境、生物多様性の保護・保全



2

地域の持続可能な社会、経済の発展



3

自然との共生を図るための学術調査・研究、教育・研修、人材育成

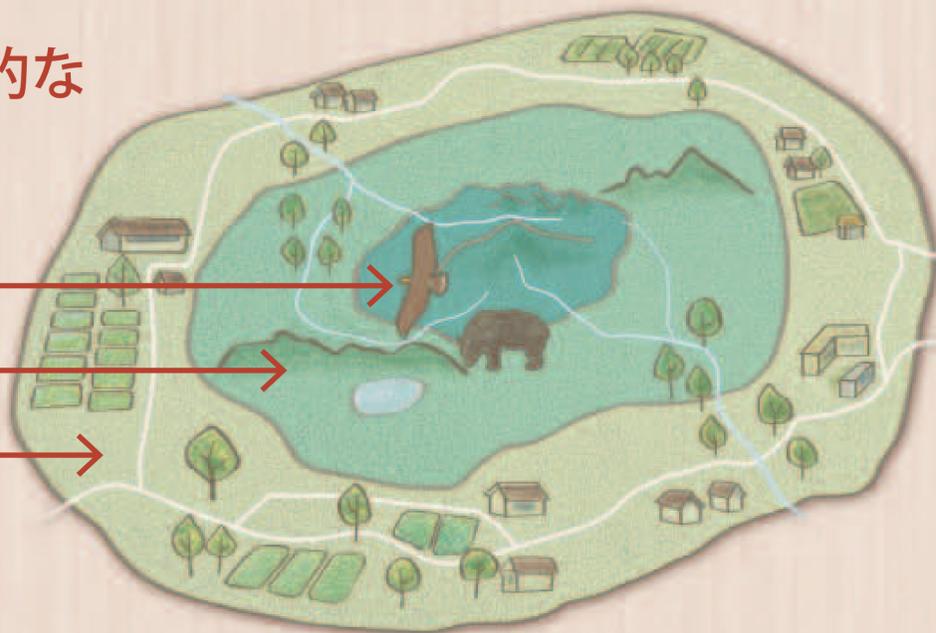


ユネスコエコパークは、どのように設定されるのか？ 土地利用区分

ユネスコエコパークは、その目的である「自然環境」と「人間活動」の共存を達成するために、3地域（核心地域・緩衝地域・移行地域）の土地利用区分を導入することが最大の特徴です。

ユネスコエコパークの基本的な土地利用区分と機能

- 核心地域
- 緩衝地域
- 移行地域



核心地域

自然環境、生物多様性の保護・保全を目的に設定され、保護すべき優れた自然環境が対象となる。核心地域は、緩衝地域により囲われなければならない。

緩衝地域

移行地域の人間活動から核心地域を保護する目的で設定され、核心地域とほぼ同等の自然環境を有する。調査研究、教育、研修の場として利用される。

移行地域

環境に配慮した産業活動により持続可能な地域社会・産業の発展を目指す地域。人間の生活圏が対象となる。



ユネスコ
エコパークでは、
移行地域の役割
が重要です！

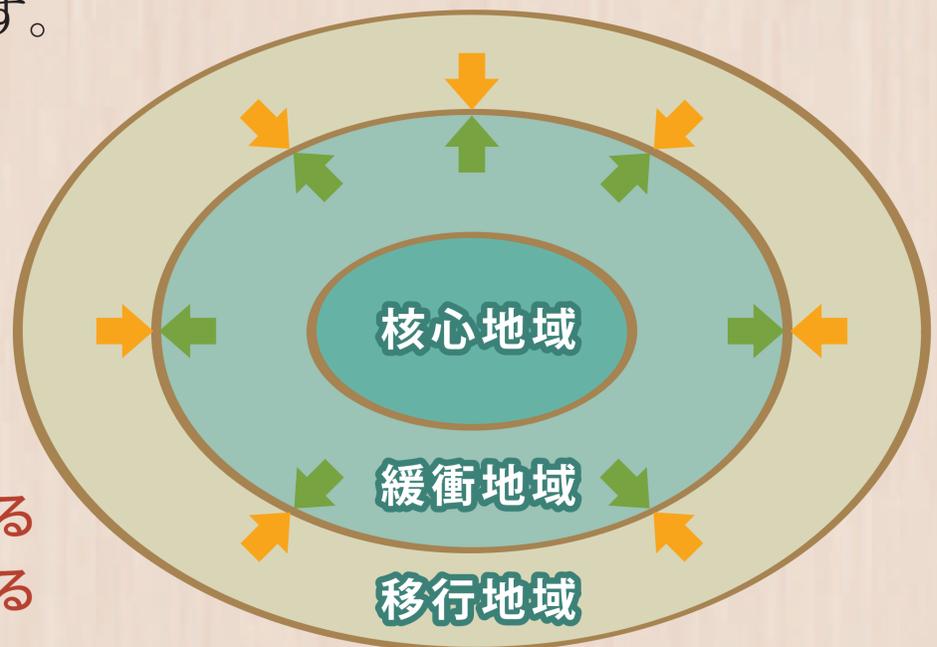
自然環境、生物多様性の保護・保全

(1) 土地利用区分により守られる自然環境と生物多様性

核心地域は守るべき貴重な自然環境の保護を目的に設定されます。さらに、核心地域とほぼ同等の自然環境を有する緩衝地域は、核心地域を囲うように設定され、移行地域の人間活動による破壊・影響から核心地域の自然環境や生物多様性を保護・保全する役割を果たします。

これら保護・保全地域はユネスコエコパーク内の絶滅危惧種・希少種あるいはその生育地・生息地の保護・保全に貢献します。

緩衝地域をもうけ
移行地域の人間活動による
悪影響から核心地域を守る



(2) 既存法制度のもとで行われる保護・保全

保護・保全地域（核心地域、緩衝地域）は、法制度の下で管理される必要がありますが、生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）は、その設定の際に新たな法制度を設けることはなく、自然公園法など対象地域に既存の法制度を借りて管理するソフトロー制度を採用しています。

既存の法制度の例

- 世界遺産条約
- 自然公園法（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）
- 自然環境保全法（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域）
- 国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林生態系保護地域
- 国有林野の管理経営に関する法律に基づく保護林「郷土の森」および「緑の回廊」

